消費税の軽減税率制度に関する説明会

講師　山形税務署　担当官

～平成31年10月1日から消費税率10%・軽減税率制度導入～

平成31年10月１日から、消費税率10%への引き上げが予定されています。
同時に軽減税率制度（税率８%）も導入され、日本初の複数税率制度となります。
「どれが10%？どれが８%？」「うちの会社は関係あるの？」という声も多く聞かれます。
早めに内容を知り、対策をたて日々の業務や申告に備えることが大切です。
下記のとおり山形税務署と共催で説明会を開催します。
多くの事業者に関係のある制度です。ぜひご参加ください。

日時　平成29年 **10月26日(木)**
① 午前の部　10：00～11：30
② 午後の部　13：30～15：00

会場　**山形ビッグウィング　2F 大会議室**

申込み　参加申込書ご記入のうえ、FAXまたは郵送でお申込みください。

主催　山形税務署
共催　(公社)山形法人会　〒990-0031　山形市十日町１-２-30　D'グラフォート十日町タワー203
TEL 023-632-7852　FAX 023-632-5787

(公社)山形法人会 行　(FAX 632-5787)

消費税の軽減税率制度に関する説明会　参加申込書

参加時間	①　午前の部　・　②　午後の部 （いずれかに○をお願いします）
参加者名	
会社名	TEL（　　）